

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

**事業評価調書〔途中評価〕（令和4年度）**

**1. 施設の名称等**

施設名称	長崎県伊王島リゾート公園
所在地	長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲3275-11外

事業所管	文化観光国際部	観光振興課
課（室）長名	永峯 裕一	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	—
	施策	—
	事業群	—

**2. 施設の概要**

設置年月日	平成 元 年 4 月 日				
設置法令等	長崎県伊王島リゾート公園条例（平成元年3月28日）				
設置目的	広く県民に憩いとふれあいの場を提供し、施設の利用を通じて、観光の発展及び県民の健康と福祉の増進に資する。				
利用対象者等	県民及び県外観光客				
施設内容	面積：15,999.77㎡（芝生公園14,606.77㎡、植栽帯1,393㎡） 主なもの：①芝生公園 パーゴラ、アーチトリレス、ゲート、ベンチ、水飲、車止め、散水栓、花壇、芝生、植栽 ②植栽帯 芝生、植栽				
施設の利用料金体系	無料				
類似施設の設置状況		伊王島リゾート公園	長崎交通公園	平戸公園及び田平公園	※平戸公園及び田平公園：別途収入1,978千円あり
	面積（㎡）	16,000	9,597	343,000	
	R3管理運営負担金実績	1,275	14,364	37,911	
	指定管理者制度導入時期	H18.4	H18.4	H18.4	

区 分 (単位：千円)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画)
	財源				
国庫					
その他（ ）					
一般財源	1,270	1,273	1,275	1,275	1,275
事業費<A>	1,270	1,273	1,275	1,275	1,275
内訳					
管理運営負担金	1,270	1,273	1,275	1,275	1,275
その他（ ）					
人件費<B>	797				
合計<C=A+B>	2,067	1,273	1,275	1,275	1,275
単位あたりコスト					

(説明) 「 」 = C ÷ ( )

**3. 指定管理者の概要**

指定管理者の名称等	《所在地》	長崎市伊王島町1丁目甲3277番地7			
	《名称》	(株) KPG HOTEL&RESORT			
	《代表者氏名》	代表取締役 加藤 友康			
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日				
業 務	①施設（設備）の維持・修繕等				
利用料金制	導入済	■ 未導入	選定方法	■ 公募	非公募

#### 4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 清掃業務		(目標値の根拠)		＜令和4年度実施における変更点＞					
	② 芝生管理		①週1回							
	③ 植栽管理		②年37回程度							
			③年18回程度							
実績			平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画)			
		単位								
①	a	目標値	回	52	52	52	52	52	52	
	b	実績値	回	52	53	48	50			
	c	達成率b/a	%	100	101	92	96			
②	a	目標値	回	37	37	37	37	37	37	
	b	実績値	回	37	37	30	36			
	c	達成率b/a	%	100	100	81	97			
③	a	目標値	回	18	18	18	18	18	18	
	b	実績値	回	32	25	22	25			
	c	達成率b/a	%	177	138	122	138			
指定管理者の収支状況		事業計画 (R3)		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (計画)		
		(千円)	実績-計画							
	利用料金		0							
	県負担金	1,275	0	1,270	1,273	1,275	1,275	1,275	1,275	
	その他		0							
	収入計a	1,275	0	1,270	1,273	1,275	1,275	1,275	1,275	
	支出b	1,275	1	1,275	1,273	1,276	1,276	1,276	1,275	
	うち人件費	632	▲47	1,129	1,015	517	585	632	632	
	収支a-b	0	▲1	▲5	0	▲1	▲1	0	0	
	配置職員数	常勤	1	0	常勤	1	常勤	1	常勤	1
	(人)	非常勤	6	▲1	非常勤	6	非常勤	6	非常勤	5

#### 5. 令和3年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画		実 績		
		<p>＜指定管理者実施分＞</p> <p>①施設の維持、修繕業務及びその回数等は協定書による。</p> <p>＜県実施分＞</p> <p>①公有財産施設使用許可及び許可に伴う使用料の徴収</p> <p>②協定書に定める指定管理者の業務以外</p>	<p>＜指定管理者実施分＞</p> <p>①園内清掃、芝生管理、植栽管理、施設管理など概ね協定書に基づき実施され、利用者からの苦情等は無かった。</p> <p>＜県実施分＞</p> <p>①申請件数5件、使用料収入300円</p> <p>②実績なし</p>		
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価				<b>B</b>	
○本施設は利用料金収入がないため、隣接する「i+Land nagasaki」（指定管理者所有施設）と一体的に管理することで、効率的な施設の維持管理を行っている。管理については、園内の状態に応じて対応したため、実施回数が目標値に達していない項目もあったが、利用者には不快な印象を与えるものではなく、快適な状態が保たれた。					

#### 6. 令和4年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
事故やトラブル発生を未然に防ぎ、利用者が安心して利用できる施設とするため、引き続き、巡視の強化を図る。

## 7. 令和4年度事業の評価

視点		評価	施設の在り方についての評価	視点		評価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	a. 薄れていない ■ b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している ■ b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a			・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない ■ b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—			・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a			有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。
(その他の観点)		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある			
			(その他の観点)			

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

## 8. 令和5年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和5年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) 当該公園は、伊王島リゾート構想推進の一環として県において整備したものである。 リゾート地域として周辺施設と一体となって振興するとともに、利用者がより安心して安全に利用できるよう、引き続き、隣接する「i+Land nagasaki」と連携しながら、効果的かつ効率的な事業実施に努めていく。				